

# 【ヤマハ VPN クライアントソフトウェア同時接続ライセンス 保守約款】

ヤマハ株式会社（以下、弊社といいます）は、以下の条件に基づき、お客様に対し、ヤマハ VPN クライアントソフトウェア同時接続版の保守サービスを提供します。

## 第 1 条（対象ソフトウェア）

本約款における保守サービスの対象となるソフトウェア（以下、弊社ソフトウェアといいます）は、下記のとおりです。

ヤマハ VPN クライアントソフトウェア YMS-VPN8-CP10/YMS-VPN8-CP20/YMS-VPN8-CP50/YMS-VPN8-CP100

## 第 2 条（保守サービス内容）

保守サービスの対象は、お客様が保守サービスを申し込んだ弊社ソフトウェア（以下「保守対象ソフトウェア」といいます）に限られます。

弊社が提供する保守サービスとは、「ヤマハ VPN クライアントソフトウェアお客様ご相談センター(同時接続ライセンス専用)」において、お客様からの問合せに対して可能な範囲で電話/FAX/メール等で回答することをいいます。ただし、当該サポート対応は、第 3 条記載のユーザー登録にご登録いただいたルーター管理者ご本人に限らせていただきます。

## 第 3 条（保守サービスの申込み方法）

お客様は所定の保守サービス申込書を弊社に提出することにより、保守サービスの契約を申し込むものとします。

また、初年度の保守サービス利用の申込みに際しては、ヤマハルーターホームページ (<http://jp.yamaha.com/products/network/>)より、ユーザー登録をおこなうものとします。

## 第 4 条（保守サービス料金）

購入後 1 年以内の保守サービス料金はライセンス料金に含まれるものとします。次年度以降の保守サービスについては、お客様は別途規定の保守料金を弊社ソフトウェアを購入した販売店を通じて支払うことにより受けられるものとします。

## 第 5 条（保守サービスの対応業務時間）

保守サービスは「ヤマハ VPN クライアントソフトウェアお客様ご相談センター(同時接続ライセンス専用)」にて受け付けます。受付時間、休業日は下記のとおりです。

TEL : 053-412-4174 FAX : 053-460-3489

メールはヤマハルーターホームページ(<http://jp.yamaha.com/products/network/>)から問合せ可能です。

ご相談受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日、弊社定休日、年末年始は休業とさせていただきます。）

## 第 6 条（契約期間）

1. 本約款に基づく契約（以下、本契約といいます）の有効期間は、第 3 条記載の保守サービス申込み後に弊社より発行される、保守契約書に記載されている「契約期間」とします。
2. 前項に定める有効期間終了後の本契約再申込みに際しては、再申込みされた期日にかかわらず、当該有効期間終了日翌日からの適用となります。
3. 本契約は、弊社ソフトウェアが生産終了した場合、生産終了後 5 年間まで有効とし、その後失効するものとします。

## 第 7 条（保守サービスの委託）

弊社は本契約のサービスを弊社の指定する保守サービス業者に再委託できるものとします。

## 第 8 条（責任範囲）

次の各号いずれかに該当する場合、弊社は第 2 条に定める保守サービスの実施義務を免ぜられるものとします。

- (1) お客様自らもしくは第三者による改造や、弊社ソフトウェア使用権許諾契約及び取扱説明書に記載されている条件に違反した使用方法に起因する障害。
- (2) 保守対象ソフトウェアのインストールされた PC のハードウェア故障、OS 障害等に起因する障害。
- (3) 保守対象ソフトウェア以外のソフトウェアに起因する、保守対象ソフトウェアに関する障害。

## 第 9 条（免責条項）

弊社の責任は、弊社に帰責事由がある場合を除き、本約款で定める保守サービスを供与することのみに限定されるものとします。弊社は、弊社ソフトウェアの使用、またはそれを使用できなかったことにより生じた直接的、派生的、付随的または間接的損害（データの破損、営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の損失などによる損害を含む）については、通常もしくは特別の損害に拘わらず、たとえそのような損害の発生や第三者からの賠償請求の可能性があることについて予め知らされた場合でも、弊社に帰責事由がある場合を除き、一切責任を負いません。また、弊社ソフトウェアの使用においてお客様同士あるいはお客様と第三者間でトラブルが発生した場合、弊社は一切の責任を負わないものとし、万一トラブルが発生した場合は弊社を含まない当事者間で解決するものとします。なお、弊社ソフトウェアの使用に関し、弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社の故意又は重過失がある場合を除き、お客様に直接生じた通常の損害に限られ、派生的、付随的、間接的損害又は特別損害は含まないものとし、弊社ソフトウェアと併せて使用する弊社製品の対価として、お客様が支払った総額を限度額として責任を負うものとします。

## 第 10 条（個人情報の保護）

保守サービスのために必要な個人情報は、弊社販売代理店及びご購入された販売店と共有します。なお、お客様の個人情報は弊社「個人情報保護方針」に則り取り扱います。

詳細は弊社「個人情報保護方針」をご確認ください。 [http://jp.yamaha.com/privacy\\_policy/](http://jp.yamaha.com/privacy_policy/)

但し、保守サービスを実施する目的のための第三者への提供は、お客様が予め承諾しているものとします。

## 第 11 条（保守サービスの解約）

本契約の途中解約はできないものとし、弊社は受領代金の返済はしないものとします。

## 第 12 条（譲渡・転売の禁止）

お客様は保守契約を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、譲渡担保権及び一切の権利を設定できません。

## 第 13 条（一般条項）

本約款第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条および本条の各項は、本契約の有効期間が満了または終了した後も有効に存続するものとします。

本約款に記載のない事項や解釈の疑義が生じた場合は両当事者が誠意をもって解決するものとします。